

1-1-10 工事の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

1-1-11 工事の下請負

1. 下請負の要件

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている場合には、営業停止、資格（指名）停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

2. 下請負通知書

受注者は、下請負に付する場合には、所定の様式により、部分下請負通知書を監督員に提出しなければならない。

1-1-12 施工体制台帳

1. 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請け金額にかかわらず、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号）（以下「実施要領」という）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

なお、実施要領で規定する「2. 対象工事」中の「工事を施工するために、締結した下請契約の代金の額（当該下請が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が3,000万円（建築一式工事においては4,500万円）以上になる工事」とあるのは、「工事を施工するために下請負契約を締結した工事」と読み替え、「3. 記載すべき内容（注2）」中の「「施工体制台帳の作成等について」（平成13年3月30日付け国総建第84号）」とあるのは、「「施工体制台帳の作成等について（通知）」（平成26年12月25日付け国土建第198～202号）」と読み替えるものとする。

2. 施工体系図

第1項の受注者は、国土交通省令及び実施要領に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

なお、施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の種類区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。

3. 名札等の着用

第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。